

■被保険者以外に優先扶養義務者がいる場合は、その者の収入証明を求めることがあります

クボタ健康保険組合 被扶養者認定申請手続時の必要書類等

↓↓↓提出書類名の番号上の*については、一覧表の左下の説明を必ずご参照下さい

最新の状況で、直近3ヶ月以内に発行されたもの
【同居の場合】①で被保険者との統柄が明確に確認できなければ必要

配偶者の父・母・祖父・祖母 ※同居していることが条件

【重要】

■必ず認定日時点の状況を示す書類が必要です！
提出書類のみで必要事項を確認できない場合、別途追加書類の提出を求めます

■下記条件全ての行をご確認下さい

複数該当する箇所がある場合は、その行に記載されている全ての書類を提出いただく必要があります

○=必要 ← 青枠の吹き出し内容を確認
△=状況に応じて必要 ← 青枠の吹き出し内容を確認

提出書類名		【④⑤⑥⑧⑩⑪⑫⑭⑯⑰⑱⑲⑳⑳はコピー可、⑬⑭は必ずコピー】															* ※又住民票記載事項證明書 ～被保険者は住民票記載されたものと同一の住所で、統柄が記載されたものは不可～ ②戸籍謄本又は戸籍抄本			
①被扶養者認定申請書	②被扶養者認定申請書付表-A	③被扶養者認定申請書付表-B	④健康保険資格喪失証明書 (在職時に加入していた健康保険組合のもの)	⑤所得証明書 (無収入の場合)	⑥給与明細書 (ある月もしくは年間収入が120万以上の場合は、ある月の記載)	⑦雇用条件証明書 (健保指定様式)	⑧源泉徴収票 (直近交付分)	⑨非課税交通費支給額證明書 (健保指定様式)	⑩確定申告書 (税務署で受付されたもの)	⑪直接的必要経費申告書 (第一表計上+第二表控)	⑫年金受給證明書 (直近交付分)	⑬離職票-1 (写し)	⑭雇用保険受給資格者証 (両面)	⑮誓約書(A) (失業給付を受給しない場合)	⑯誓約書(B) (失業給付を受給する場合)	⑰退職證明書	⑱廃業證明書	⑲在学證明書 (学生証写等)	⑳経緯書 (健保指定様式)	⑳経緯書 (健保指定様式)

現在収入が0で、1年以上無収入である	○	○			○												○	△
雇用保険の受給が1年以内に終了し、それ以降、現在に至るまで無収入である	○	○															○	△
現在収入が0で、1年内に退職、雇用保険は受給しない(※1)	○	○	(○1) (○1)														○	△
現在収入が0で、雇用保険を受給予定(待期期間・給付制限期間)である(※2)	○	○	(○1) (○1)														○	△
現在収入が0で、1年内に退職、雇用保険受給の手続きはしたが、受給しない	○	○	(○1) (○1)														○	△
現在収入が0で、1年内に退職、雇用保険受給は延長し、今は受給しない(※1)	○	○	(○1) (○1)														○	△
雇用保険を受給していたが、途中で延長し、それ以降、現在に至るまで無収入である	○	○															○	△
現在収入が0で、1年内に退職、雇用保険をかけていなかった	○	○	(○1) (○1)					最終分○	(○6)								○	△
現在収入が0で、1年内に自営業廃業、雇用保険をかけていなかった	○	○															○	△
現在収入が0で、学生である(高校生・大学生・専門学校生等)	○	○		○													○	△
現在収入が0で、海外から帰国した為、所得を証明するものが無い	○	○															○	△
現在就労中で、認定基準内の収入がある(※3)	○	○				○	(○2) (○2)	○									○	△
現在就労中で、収入が減ってきた為、認定基準内になる(※3)	○	○				(○3)	○	(○4)									○	△
現在自営業を営んでいて、認定基準内の収入がある(※3)(※4)	○	○								○	(○5)						○	△
現在、雇用保険だけを、認定基準内の額で受給している(※3)	○	○															○	△
現在バイト等で、認定基準内の収入があるが、学生である(※3)	○	○				○	(○2) (○2)	○								○	△	
現在就労中で、年金も受給している(合計額が認定基準内である)(※3)	○	○				○	(○2) (○2)	○								○	△	
現在雇用保険と、年金を受給している(合計額が認定基準内である)(※3)	○	○															○	△
現在、認定基準内の年金だけを受給している(※3)	○	○															○	△
現在、認定基準内の不動産、投資、利子等の収入がある(※3)(※4)	○	○							○	(○5)							○	△

最新の状況で、直近3ヶ月以内に発行されたもの
被保険者の「世帯全員」が記載されたもの

* ⑬離職票がない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」でも可

* ⑭雇用保険受給終了の場合は、「支給終了」の印字があるものを提出

* ⑰日本国内に住所を有する外国籍の方はすべて、「国籍・地域」、「在留カード等の番号」、「第30条の45に規定する区分」、「在留資格」、「在留期間等」、「在留期間等の満了の日」の欄は、必ず記載された状態で提出

(※1)「離職票-1の写し」は、認定日から30日以内に提出

(※2)「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」は、認定日から60日以内に提出

(※3)認定基準額=108,333円／月 1,300,000円／年 ⑬雇用保険受給資格者証のコピーを提出の場合は、基本手当日額=3,611円以下

(60歳以上、又は障害年金受給要件該当者=150,000円／月 1,800,000円／年 基本手当日額=5,000円以下)

(※4)自営業の収入=売上金額-(売上原価+直接的必要経費) 確定申告における所得金額とは異なり、税法で認められる必要経費をそのまま差し引くことはできない

事情(所得38万円未満等)で確定申告をしていない場合、「住民税申告書[控]」を提出(役所の受付印があるもの)

(○1)申請時点において、一年以内に退職し、退職日を基準として前後6ヶ月以内に出産した、もしくは出産予定がある、という場合は、

③「被扶養者認定申請書付表-B」と、在職時に加入していた健康保険組合の④「健康保険資格喪失証明書」も必要

(○2)収入を証明するものとして⑥「直近3ヶ月分の給与明細書」の提出ができない場合、⑦「雇用条件証明書」でも可 また、前年と勤め先が同じで、雇用条件も変わらず、前年と本年の年間収入が概ね同等である場合は、⑧「源泉徴収票」でも可

なお、⑥に毎月の非課税交通費の記載があれば、⑨「非課税交通費支給額證明書」は不要

(○3)収入が減った場合「雇用条件証明書」が提出できない場合は、「減額後の給与明細3ヶ月分」を提出

(○4)「雇用条件証明書」を提出の場合や給与明細に毎月の非課税交通費の記載がある場合は、⑨「非課税交通費支給額證明書」は不要

(○5)直接的必要経費として申告する経費がある場合、領収書等の証憑書類(写し)の添付が必要 証憑書類(写し)の添付が無い場合は、直接的必要経費としての申告は不可

(○6)「退職証明書」が提出できない場合、退職日が記載された「源泉徴収票」でも可